

診 断 京 都

(題字 川上会長筆)

初 春 号

VOL. 3. No. 1 '71

目 次

年 頭 所 感	1
献 寿	2
新春にあたって	3
登録更新について	3
企業の成長と技術	4
全国診断研究会の記事	5
弔慰金贈呈要領の記事	5
年 賀 広 告	6
支 部 規 約	7
連絡メモ・編集後記	8

社団法人 中小企業診断協会 京都支部

年 頭 所 感

社団法人 中小企業診断協会 会長 川 上 為 治
参 議 院 参 議員

明けましてお目出度うございます。診断協会京都支部の機関誌「診断京都」の誌面をおかりして、年頭の御挨拶を述べることが出来ますことは、私の甚だ喜びとするところであります。

昨昭和45年の後半におきましては、高度成長を続けていた我国経済にも停滞の色がではじめ、特に中小企業にはその影響が強く現われ、苦境に陥った中小企業が数多く発生したのであります。即ち経済状況が悪くなると、最先に悪影響をうけるのが中小企業であり、良くなってもその好影響がなかなかめぐって

来ないのが中小企業であります。

中小企業は、生産力、販売力、人口等いろいろな面で大きな比重を占めておりますが、政治力が弱い欠点を持っております。中小企業の力を結集して政治力を強め、これに診断士の皆様方による診断、指導、育成が加わり、中小企業が大いに繁栄するように努めて頂くことを念願して、新年の御挨拶といたします。

1 9 7 1 献 寿 元 旦

京都支部長 中谷 弥太郎

輝やかなしい1971年の新春を迎え、謹んで会員各位のご健勝とご繁栄をお祝い申し上げます。新春の経済界は貿易規制、特恵関税制度、公害対策、中小企業の近代化、労働力の充足等々の課題をかかえて71年を迎えました。その何れもが内憂外患の重要問題でありまして徒然として黙視できない焦眉の緊急事です。即ち60年代は経済の高度成長期であり昭和元禄とさえ謳歌されたのでありますが、70年代は既に砲弾のない経済戦争に突入しつつあることは誰も認めるところでありましょう。そして70年は作戦の年とすれば71年は突撃実行の年であり、この戦いの庭に駒を進めた企業は何としても最後の栄冠に勝鬨を挙げなければならないのであります。この激しい経済環境に対処するための影響は大企業は勿論、これを支える中小企業にもその環境は急速に厳しさを増して来るものと覚悟せねばならないのであります。此の秋に際して我々診断士はその本来の使命ある官庁診断の協力機関に甘んずることなく「個別診断は民間診断士の手で」という中小企業庁当局の意向を体して会員各自は実践的な知識の向上を計るべく日夜研さんすることを怠らず以て中小企業の方々がこの経済競争裡の落伍者とならないように指導育成することが経営コンサルタントの責務ではないでしょうか。即ち中小企業は小廻りのきいた経営ができ

る、企業管理の為めの費用が安くて済む、低賃金で豊富な労働力を利用できると云う従来の中小企業特有の利点は環境の急変と共に削減されんとしておるのでありますからその古い考えから早く脱皮して高い生産性と優秀な技術力を取得した工業の近代化を図り、また大型化せんとする卸小売業の環境の変化に対処する方策を講じ、更に商工業を通じての労働不足を克服して、先進国型の中小企業に成長するように指導育成することは我々に課せられた急務ではないでしょうか。過般来からこれにこたえるべく独立した自由職業としての資格を獲得するため「診断士法」の制定を要望する声があがっているのであります。此の際に会員各自は一層自重して地位の向上を図り与えられた官庁診断唯一の民間協力者としての使命を達成すると共に他面職域の擁護と拡張に努め、中小企業のよき相談相手として活やくせられんことを切望してやまない次第であります。

年頭に際して聊か所信を述べまして想を新にして微力ながら業界の発展に全力を尽くしたいと考えておりますが何と申しましても支部の活躍は皆様方のご協力によってのみ、その目的を達成することができるのでありますから今年は一層のお力添えをお願い致します。終りに臨み会員各社のご繁栄とご多幸をお祈り致しまして年頭のご挨拶と致します。

○診断京都への原稿をお送り下さい。

会員相互の研究、知識交換のため、本機関誌へのご投稿をおねがいたします。診断体験、事例、研究発表、随筆何でも結構です。しめ切りは特にもうけませんので、いつでも支部宛お送り下さい。

○更新登録をお忘れなく

更新の期日は、2月10日です。お忘れなきよう早い目に提出して下さい。詳細は3頁をごらん下さい。

新春にあたって 中小企業診断士の資金

京都府立中小企業総合指導所

所 長 友 野 理 平

昭和46年の新春を迎えられ、心からお慶びを申し上げます。

中小企業診断協会京都支部の皆様には、常々、府下の中小企業の指導、育成のために、ご尽力をいただき、また、本府の診断指導事業についてもご協力をいただき、この機会をかりまして、心からお礼申し上げます。

70年は、わが国の政治、社会、経済面で激動の年といわれていましたが、経済面では、昭和40年秋以降上昇過程を続けてきた景況は、金融引締めの影響をうけて、遂に9月を境として転換局面に入り、10月には本年最高の倒産件数をかぞえる等、企業をとりまく環境は極めて厳しい状況に推移してまいりました。

一方、米国の繊維製品輸入規制を始め、日本製テレビ、コンデンサーに対する関税評価差し止め措置等、対米貿易を中心に、46年は困難な局面を迎えることが予想され、加えて、早やければ、4月に予定されている特惠関税供与による国内産業に対する影響、貿易の自由化等による影響、また、国内的には、

最近、急速に関心の高かまってきた公害問題等々、企業をとりまく経済の嵐は、今後、一層し烈さを加えて行くものと思われます。とくに、経済的基盤の弱い中小企業にとって、この嵐は直接、企業の根底をゆすぶろうとさえています。中小企業がこのような経済情勢を正しく理解し、時代に即応した新しい経営、経営を力強く推し進めて行くための組織化の方向等々、今日ほど、中小企業がみずから、その英智を結集させることを要請されることはないと思います。

この困難な内外の経済環境のなかにある中小企業に対し、進むべき方向を示し、指導育成にたずさわっておられる中小企業診断士の皆様方のお仕事は、経済情が困難であればある程、その責務は大きく、ますます重要性をもつものであると思います。

新春にあたりまして、皆様方のご健康とご多幸をお祈りし、今後とも、中小企業を守り育てるために、診断、指導を通じてご活躍されますようお願いしてごあいさつといたします。

中小企業 登録更新は2月10日までに
診 断 士

中小企業診断士登録更新については、すでに支部より各先生方に送付されており省今改正により申請期間が1月1日より2月10日までとなり、申請様式を変更されましたので、期間内に所要事項を記入のうえ登録されますようご留意ねがいます。

I 提出書類

1. 研修修了者…認定申請書・修了書各2部登録証
2. 論文審査によって合格された方…申請書論文審査合格証各2部、登録証
3. 診断実績のある方…申請書、診断実施機関の長の推せん状各2部、登録証

新規に登録される方

1. 中小企業診断士試験合格者…申請書、履歴書、2次試験合格証、実習修了書または実務に10回以上従事したことを証する書面の写し各2部

II 提出先 各所属地の府県知事経由のこと。

京都府在籍の方は、下京区西七条八幡町31

京都府立中小企業総合指導所

総務課 TEL (312) 233-1

企 業 の 成 長 と 技 術

京 都 市 中 小 企 業 指 導 所

所 長 貫 秀 高

一年前の今頃、'70年代の幕あけということで、やれ脱工業化社会だ、情報化時代だ、それシステム化時代だとジャーナリズムが一せいに喧伝し、われわれも、何か世の中が一夜にして変わるような錯覚におち入ったことを、今思いだしても苦笑せざるを得ない。昨年一年を省りみても、金融引しめの中小企業への波及、企業の公害責任問題、人手不足、人件費高騰と、どれをとっても冷静に考えておれば当然予想されたことで起るべくして起ったにすぎない。しかるに、あたかもこれらの局面が一変するような幻想をいだかされ、みごとな錯覚であった。

さて、'71年の始めにあたり、今年は冷静に本市中小企業のご数年を振り返ってみたい。一般的には中小企業の立場は資本不足、人手不足、収益不足など年々その厳しさを増し、経営は苦しくなっているといわれる。たしかにそのとおりで、われわれの前から姿を消していく企業は毎年2、3にとどまらない。しかし、一方、ここ数年で急速に成長を遂げ、すっかり力をつけてきた企業もまた2、3にとどまらない。一群の成長企業と平均的企業の格差が著じるしい。具体的な数値でいえば、4、5年前まで従業員1人あたり月間粗付加価値10万円が製造業では目標とされ、これを越す企業は非常に付加価値生産性の高い企業とされていた。そしてその数はチラホラ、しかもそれほど抜きん出るといこともなかったが、これが昨今24万円ときには30万円を越す企業もみうけられるようになってきた。ほんの数年前までドングリの背くらべのように一線に頭をそろえていたのが、ここ4、5年のうちにかなり大きな差がついてしまったように思われる。そもそもこの差はどうして生じたのであろうか。まず、当然ながら成長業種であったということが欠かせない。しかし、その成長業種全員が、同じように高

付加価値を誇っているわけでもなく、同業種でも今だに10万円そこそこという企業も数多く見うけられる。同業種間の中での格差が最近の特徴である。そこで、結局この差を差せしめたものは、資本力と技術力であろう。資本力は中小企業のウイークポイントとして衆知のとおりでさほど差がないとされてきた。しかし、最近のように収益の差がますます広がれば、内部留保による設備投資の差にも影響してこよう。次に技術力はどうか。私はこの力の差が、現在みられる企業の差となったものと思われる。なるほど、技術といっても、新製品、新技術の開発といった目を見張るようなものは少なく、ここでは一応それはおくとして、一般に、あの企業が技術が秀れている。あるいは品質が秀れているといった類の技術である。現在、われわれの目にとまる高付加価値生産性の企業は、頭を一線に並べていた数年前からすでに、精密板金の能力を高く評価されていたり、また、むつかしい組立を得意としていたりあるいは生産技術が秀れているなどといわれていた企業である。長年のこれらの技術の集積が、現在やっものをつけてきたという感じである。そして、これらの企業はかつての下請という形態から脱皮、あるいはされつつあるのがうかがえる。また、その形態は変わらなくても、企業に格段の力がついてきたため、親企業といえども一目おき、なくてはならない存在となっている。私は年来、中小企業に技術の重要性を主張してきたが、まぎれもなく、ここにもその一端がうかがえるように思える。

すでに、金融引しめ緩和がとられており、中小企業にも徐々にその効果が現われてくるだろうが、ここもうしばらく慎重な経営態度を望むとともに、さらに一層技術の重要性を主張し続けたい。

昭和45年度第2回全国診断研究会 長野市において開催される

去る10月21日から3日間にわたり、長野県勤労者福祉センターにおいて昭和45年度第2回全国診断研究会が開催されました。

京都支部からは、中谷支部長、荒尾副支部長、中村(貞)常任理事が参加出席、関係官庁、協会本部、他支部の参加者と連絡交歓をはかりました。

本年の出席者は、次のとおりでした。

(1) 都道府県市	354名
(2) 中小企業振興事業団	6
(3) 中小企業診断協会	3
(4) 民間	72
(5) 中小企業庁	11
(6) 通商産業局	17
計	463

(出席者名簿による)

各日の日程は、あらかし次に記すとおりでした。

第1日は総会で、午前中は、

「これからの中小企業のあり方について」

中小企業庁次長 外山 弘氏

「中小企業指導事業の方向について」

中小企業庁指導部長 小齊 弘氏

両氏の講演があり、昭和46年度の中小企業政策の重点や関係予算の概要について発表がありました。午後は、三菱総合研究所常務取締役である荘田勝彦氏の「情報化時代の経営」と、明治

大学商学部助教授、江波戸昭氏の「諏訪地区精密工業の成立基盤」の2つの記念講演があり、いずれも有益な内容でした。

第2日は分科会が長野国際会館で行なわれ、研究発表と討論が活ばつに終日つぎました。

第3日は工場見学が、富士通(株)長野工場とみずず豆腐(株)の2企業について行なわれました。

尚、前記の来年度中小企業政策の重点を要約してみますと次のとおりです。ご参考にさせていただきたいと思います。

- ① 中小企業振興事業団融資の大巾拡充等
- ② 中小企業金融の円滑化
- ③ 中小企業関係税制の整備
- ④ 業種別構造改善対策の推進
- ⑤ 下請中小企業振興策の強化
- ⑥ 特恵対策の実施
- ⑦ 中小企業公害対策の拡充
- ⑧ 小規模企業対策の強化
- ⑨ 中小商業の近代化
- ⑩ 技術対策の強化
- ⑪ 中小企業情報化対策、指導事業の強化、組織化の推進
- ⑫ 施策普及・調査の充実

来年度の研究会は、愛媛県松山市で行なわれます。大分先のことですが、会員諸氏も、できるだけご参加下さるようおすすめいたします。

弔慰金贈呈要領 (昭和45年9月12日制定)

社団法人 中小企業診断協会

1. 会員の物故者に対する弔慰金贈呈は、この要領によるものとする。
2. 弔慰金は遺族に贈呈するものとし、その金額は次によるものとする。

入会后	3年以下の場合	5,000円
〃	3年を越え5年以下の場合	10,000円
〃	5 〃 10 〃	20,000円
〃	10 〃 15 〃	25,000円
〃	15年を越える場合	30,000円

3. 協会会費未納の金額は、弔慰金額から差引くものとする。
4. 支部(支会)において、該当者が発生したときは、速やかに立て替え支出して本部に請求し、本部は当該金額を支部(支会)に支出するものとする。

附則 この要領は昭和45年4月1日から適用するものとし、この要領制定前に該当者のある支部(支会)は、追贈の措置をとるものとする。

あけましておめでとうございます



1971年元旦

(社) 中小企業診断協会京都支部有志

中 谷 弥 太 郎
京都市下京区東洞院通五条上る
TEL 351-8449・2140

<p>荒 尾 義 晴 京都市下京区下魚棚通堀川西入 TEL 341-5331㉞</p>	<p>黒 川 倉 市 京都市中京区堺町通二条下る杉屋町 641番地 TEL211-6010</p>	<p>中 村 貞 次 郎 京都市右京区西院三蔵町20 TEL 311-2656㉞~8</p>
<p>出 井 敏 夫 京都市中京区竹屋町通富小路東入 大炊町365の1 TEL 211-1041 231-5097</p>	<p>黒 崎 徳 之 助 京都市上京区智恵光院通丸太町下る三 筋目東入主税町 TEL801-0501㉞</p>	<p>中 野 善 蔵 京都市上京区西日暮通丸太町下る 4丁目 TEL811-8732・2750</p>
<p>大 木 勇 京都市東山区間屋町通五条下る三丁目 TEL 561-6171~3</p>	<p>近 藤 正 夫 京都市左京区聖護院山王町25 TEL 771-2580</p>	<p>菱 田 多 一 郎 京都市中京区上押小路通御前東入 TEL 802-0321㉞~8</p>
<p>大 木 徹 京都市東山区間屋町通五条下る三丁目 TEL 561-7328</p>	<p>佐 々 保 京都市右京区西院高田町35 TEL 311-1978</p>	<p>広 瀬 来 三 京都市中京区烏丸通二条下る西側 TEL 222-1075</p>
<p>大 木 博 京都市東山区間屋町通五条下る三丁目 TEL 561-6171~3</p>	<p>島 津 清 一 郎 京都市下京区堀川通六条下る元日町 11番地 TEL 351-4816 361-6534</p>	<p>堀 村 清 蔵 京都市下京区西洞院通正面下る 鍛冶屋町 TEL361-4455㉞</p>
<p>大 幡 義 夫 京都市下京区黒門通五条下る TEL 351-2552・6860</p>	<p>柴 垣 秀 雄 京都市左京区下鴨水口町31の2 TEL 781-9596</p>	<p>山 下 藤 三 郎 京都市中京区六角通堀川東入越後町 189番地 TEL221-7411~4</p>
<p>片 岡 憲 男 京都市中京区室町通三条下る烏帽子 屋町483 TEL 221-2409 211-6067</p>	<p>田 畑 周 一 郎 京都市中京区高倉通丸太町下る TEL 241-3361・3362</p>	<p>山 本 淑 郎 京都市北区堀川北大路上る西入 TEL 491-4957</p>
<p>川 田 重 之 京都市伏見区深草開土口町19番地 TEL 641-7818</p>	<p>中 塚 政 計 京都市右京区西院西平町2番地 TEL 312-0525</p>	<p>吉 村 卯 一 郎 京都市上京区五辻通千本西入夙 呂屋町58番地 TEL461-1872</p>
<p>久 保 文 男 (通称 文人) 京都市中京区室町通夷川上る鏡屋町 36の2番地 TEL 231-0403</p>	<p>中 村 外 之 京都市下京区富小路通松原下る TEL 351-1450・5230</p>	<p>和 田 忠 儀 京都市下京区河原町通六条下る TEL 351-7127 361-6970</p>

支 部 規 約 に つ い て

当支部も設立以来11年余になりますが、支部規約をお持ちの方が少ないようですので、この機会にあらためて、その全文を掲載させていただくこととしましたからごらん下さい。尚、この規約は設立当初のままで、時代に即応して改善して行くべき点もあると考えられますので、お気付の点を、どうか支部までご連絡下さいますようお願いいたします。

(社) 中小企業診断協会京都支部規約

- 第1条 当支部は社団法人中小企業診断協会京都支部と称する。
- 第2条 当支部は主たる事務所を京都市に置く。
当支部は理事会の議を経て必要の地に支会を置くことができる。
- 第3条 当支部は本部の会員にして京都府及び滋賀県内に住所または勤務先を有する者を以て会員とする。
- 第4条 当支部は本部の目的及び事業方針に基き会員のために次の事業を行なう。
1. 会員の研修及び研修のための診断。
 2. 会員の診断業務の斡旋。
 3. 診断に関するP・R。
 4. 診断指導に必要な資料の作成及び頒布。
 5. 講習会及び講演会の開催。
 6. 関係官庁及び関係団体との連絡並びに協力。
 7. 会員の懇親。
 8. その他必要と認められる事業。
- 第5条 当支部に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-------|
| 支 部 長 | 1名 |
| 副支部長 | 3名以内 |
| 理 事 | 20名以内 |
| 監 事 | 3名以内 |
- 理事のうち常任理事若干名を置く。
支部長、副支部長及び常任理事は理事の互選により選任する。
- 第6条 理事及び監事は総会に於て会員の中から選任する。
- 第7条 支部長は当支部を代表し会務を総理する。
副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときはその職務を代理する。
常任理事は常任理事会に参加し常務を処理する。
理事は理事会に参加し会務を審議決定する。
監事は当支部の業務及び財産の状況を監査する。
- 第8条 役員は任期は就任後第2回目の通常総会終了の日までとする。但し再選を妨げない。
補欠の役員は任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 当支部に顧問及び相談役を置くことができる。
顧問及び相談役は理事会の議を経て支部長がこれを委嘱する。
- 第10条 当支部は第4条に規程する事業の円滑な運営を図るため必要な委員会及び部会を置くことができる。
委員会及び部会の種類構成その他運営に関する事項については理事会に於て決定する。
- 第11条 当支部の経費は次の収入を以て支弁する。
1. 会費交付金。
 2. 業務斡旋手数料。
 3. 寄附金その他の収入。
- 第12条 当支部の会議については次の本部定款の規定を準用する。
1. 会議は総会、理事会及び常任理事会とする。
 2. 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度1回、臨時総会には必要があるとき理事会の議決を経て支部長が招集する。
 3. 総会を開催するときは少なくとも開催期日の1週間前までに日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面を以て会員に通知しなければならない。

4. 総会は全会員の3分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
但し委任状による出席及び議決権の行使を認めることができる。
 5. 経会の議長には支部長がこれに当る。
 6. 総会の議決は出席した会員の過半数の同意を以てし、可否同数のときは議長の決するところによる。
 7. 総会の議事録は議長が作成し少なくとも次に掲げる事項を記載して署名委員2名が署名捺印しなければならない。
 - 一、開会の日時及び場所
 - 二、会員数及び出席者数
 - 三、議 案
 - 四、議事の概要
 - 五、議決事項及び賛否の議決権数
 8. 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
 - 一、規約の変更
 - 二、年度事業計画及び収益予算
 - 三、年度事業報告及び収支決算
 - 四、会員の除名
 - 五、その他理事会に於て必要と認める重要事項
 9. 理事会及び常任理事会の議長には支部長がこれに当る。
 10. 理事会及び常任理事会の議決は出席した理事または常任理事の過半数でこれを行なう。
 11. 次に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。
 - 一、総会に提出する議案
 - 二、その他会務の執行に関する重要事項
 12. 常任理事会は会務の運営に当り且つ前項第11項の規定による事項のうち緊急を要する事項について審議決定する。
 13. 常任理事会は理事会より委ねられた事項を決定したときは理事会の議決があったものとする。
- 第13条 当支部の会計については次の本部定款の規定を準用する。
1. 当支部の資産は支部長がこれを管理し、その方法は理事会の議決で定める。
 2. 支部長は事業年度の終りに次に掲げる書類を作成し、これを監事に提出しなければならない。
 - 一、事業報告書
 - 二、収支決算書
 - 三、貸借対照表
 - 四、財産目録
 3. 監事は前項第2項に掲げる書類を受領したときは遅滞なくこれを監査し、意見を付して支部長に報告しなければならない。
 4. 支部長は前項第2、3項に掲げる書類及び監事の意見書を通常総会に提出して、承認を得なければならない。
 5. 当支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第14条 当支部は次の事由によって解散する。
1. 総会の議決。
 2. 本部の解散。
- 第15条 当支部が解散した場合の残余財産の処分については総会の議決を経なければならない。
- 第16条 当支部の事務を処理するため事務局を置く。
事務局に関し必要な規定は常任理事会の議を経て支部長がこれを定める。

附 則

本規約は昭和43年8月12日より施行する。

● 連絡メモ

○ 診断士の登録更新について

本号で3頁に掲載させていただいたとおり、登録更新の申請は1月1日から2月10日までとなって居りますので、お忘れないようにして下さい。

○ 本年度の事業計画と実施状況は次のとおりです

1. 中小企業診断士更新登録研修の実施 本年8月に実施完了いたしました
2. 支部機関紙「診断京都」の発行 今回発行いたします
3. 関係官公庁との連絡協調、会議等への出張 適時実施して居ります
4. 支部会員名簿の発行 さきにおわたしさせていただきました
5. オートスライド使用による会員相互の診断の研究
6. オートスライド使用による企業体の視聴覚教育の普及
7. 参考資料の配布
8. 会員相互の連絡と親睦

● 編集後記

- いろいろな都合で発行がおくれたことをおわびいたします。今後は予算の許すかぎり発行回数をふやして行きたいと思います。
- 末筆乍ら、ご寄稿賜りました川上会長先生、京都府・京都市両指導所に厚くお礼申し上げます。また年賀広告にご協力をいただきました会員の方々にも、本当にありがとうございます。
- 本号は規約・規程などのご紹介で紙数がなくなりましたが、次号からは実務記事をのせて行きたいと思いますので、ご協力方よろしくおねがい申し上げます。

編集委員 荒尾 義晴・久保 文男・和田 忠儀

診 断 京 都 (第3巻第1号)

昭和46年1月1日 発行

社団法人 中小企業診断協会 京都支部
〒600 京都市下京区東洞院通五条上る深草町574
電 話 (075) 351-8449
印 刷 所 三 輪 印 刷 所
電話(075)771-1090・3646
